

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB が開示イニシアティブによる IAS 第 1 号の修正を公表

目次

- ・なぜ本修正が公表されたのか？
- ・IAS第1号の修正は何か？
- ・いつ新しい要求事項は適用されるか？

本 IFRS in Focus は、開示イニシアティブによる IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の最近の狭い範囲の修正を要約している。

要点

- 以下の狭い範囲の修正が、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に対して行われた。
 - 重要性および集約：企業は、情報を集約または分解することにより、有用な情報を不明瞭にするべきではないこと、および重要性の考慮は IFRS における、基本財務諸表、注記および具体的な開示要求に適用すべきであることを明確化する。すなわち、情報に重要性がある場合のみ、IFRS で具体的に要求される開示を提供する必要がある。
 - 財政状態計算書ならびに純損益及びその他の包括利益計算書：これらの財務諸表について IAS 第 1 号で特定されている表示項目のリストは、関連性があれば分解または集約できることを明確化する。追加のガイダンスが、これらの財務諸表における小計の表示について追加された。
 - その他の包括利益 (OCI) の項目の表示：持分法で会計処理する関連会社および共同支配企業の OCI に対する企業の持分は、その後純損益に振り替えられるのかどうかに基づいて、単一の表示項目として集約して表示すべきであることを明確化する。
 - 注記：注記の構成をデザインする場合、企業は柔軟性を有することを明確化し、どのように開示の体系的な順序を決定するかについてのガイダンスを導入する。また、重要な会計方針の識別に関して有用ではない例を削除した。
- 本修正は、2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効し、早期適用は認められる。

なぜ本修正が公表されたのか？

IASB の開示イニシアティブは、現行基準の表示および開示要求を改善するためのいくつかの小プロジェクトから構成される。そのため、現在行われている IASB の概念フレームワークの包括的レビューの補完としてとらえられている。その改訂の一部として、IASB は、将来の基準についての改善された表示および開示のガイドラインを提供することを目的としている。

持分法で会計処理する投資から生じるその他の包括利益の項目の表示に関する修正は、IFRS 解釈指針委員会への要望書によるものである。

詳細は下記ウェブサイト参照

www.iasblus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

IASB は、2014 年 3 月の公開草案公表および受け取ったコメントの検討後に、IAS 第 1 号の現行の要求事項を明確化する修正を行った。

IAS 第 1 号の修正は何か？

重要性

IASB は、IAS 第 1 号における重要性のガイダンスを明確化する。本修正に従えば、企業は、情報を集約または分解することにより、有用な情報を不明瞭にしてはならない(例えば、異なる性質の重要性のある項目の集約による不明瞭化、または重要性のない情報による有用な情報の不明瞭化)。情報を集約または分解するかどうかおよびその方法の決定は、すべての関連性のある事実および状況に基づくべきである。

また、本修正は、重要性のガイダンスは、基本財務諸表および注記を含む財務諸表全体に適用すること、および情報に重要性がある場合のみ、開示が要求されることを明確化する。重要性のガイダンスは、基準において「最低限」要求されている場合でも、具体的な開示要求がある場合には適用される。

本修正は、IFRS によって具体的に要求される情報が、特定の取引、事象または状況が、企業の財政状態および財務業績に与える影響を理解するのに十分でない場合、追加の開示が必要になる可能性があることをさらに明確化する。

見解

重要性の概念が基本財務諸表における認識および測定だけでなく、注記の開示にも適用されることを明確化することは、関連性のない開示によって、財務諸表が「混雑する(clutter)」という認識に対処する際の第 1 ステップとして意図される。

このトピックは、IASB による開示原則についてのより広範囲のプロジェクトの一部として、さらに十分に検討される。また、2015 年上半期に公表されるディスカッション・ペーパーの議題になる予定である。

財政状態計算書ならびに純損益およびその他の包括利益計算書

上記重要性に関する明確化と整合して、本修正は、財政状態計算書に表示する必要がある表示項目のリストから、IAS 第 1 号の「最低限」という文言を削除する。この削除は、「最低限」という文言により、これらの表示項目が重要性に関係なく、表示されなければならないことを意味するという誤解を取り除くものである。本修正は、表示項目に重要性がない場合に、企業は、リストの中のこれらの表示項目を集約できることを明確化する。これは、「最低限」という参照が含まれない純損益及びその他の包括利益計算書の要求事項と整合する。

本修正はまた、財政状態計算書ならびに純損益及びその他の包括利益計算書について、企業の財政状態の理解に関連性がある場合には、IAS 第 1 号に列挙されている表示項目は分解すべきであることを明確化する。

IAS 第 1 号の現行のガイダンスは、表示が、企業の財政状態または財務業績のそれぞれの理解に関連性がある場合には、企業が、財政状態計算書ならびに純損益及びその他の包括利益計算書に小計を導入することを要求している。IAS 第 1 号の修正は、そのような小計は、次のとおりでなければならないことを明確化する。

- IFRS に従って認識および測定された金額から構成される表示項目のみを含む。
- 小計が理解可能な方法で表示され、また名前がつけられている。
- 毎期の継続性がある。
- IFRS により要求されている小計および合計よりも目立つようにはならない。

純損益及びその他の包括利益計算書に表示されるそのような小計については、表示項目は、IFRS により要求されている元の表示項目とこれらの小計を調整して開示しなければならない。

持分法で会計処理する投資から生じるその他の包括利益(OCI)の項目の表示

本修正に従い、企業が、持分法で会計処理する関連会社および共同支配企業から生じる OCI 項目の持分を、残りの OCI から区分して表示しなければならない。これは、その他の包括利益計算書に表示される次の OCI 区分をもたらす。

- 性質別に分類し、次の項目にグループ分けした OCI の項目(持分法で会計処理する関連会社または共同支配企業を除く)
 - その後に純損益に振り替えられることのないもの
 - その後に特定の条件を満たした時に純損益に振り替えられるもの
- 集約して、次のように区分した、持分法で会計処理する関連会社および共同支配企業の OCI に対する持分相当額
 - その後に純損益に振り替えられることのないもの
 - その後に特定の条件を満たした時に純損益に振り替えられるもの

IAS 第 1 号の適用ガイダンスにおける財務諸表の例示は、その結果修正されている。

注記

本修正は、注記の表示についての要求事項を明確化する。注記の構成に関して、本修正は、企業が注記を表示する体系的なアプローチを決定する際に、財務諸表の理解可能性および比較可能性を考慮すべきであることを明確化する。例えば、これは、より関連性のある情報に重点を置く、またはいくつかの開示の関係を強調する方法で注記を構成することによって達成され得る。本修正は、どのように注記を構成するかについての例を含んでいる。

- 財務業績および財政状態の理解に最も関連性がある注記を目立つようにする(例えば、特定の活動についての情報を一緒に集約する)。
- 同じように測定される項目を一緒に集約する(例えば、公正価値測定される資産)。
- 基本財務諸表の項目の順序に従う。例えば、
 - IFRS に準拠している旨の記述
 - 適用している重要な会計方針の要約
 - 基本財務諸表に表示される項目の裏付けとなる情報について、それぞれの項目の順序で開示する。
 - その他の開示事項(偶発負債および未認識の契約上のコミットメントおよび非財務開示事項(例えば、IFRS 第 7 号の財務リスク管理の目的および方針について))

さらに、本修正は、重要な会計方針は何かについて、有用ではないガイダンスおよび例を削除する。

見解

本修正は、IAS 第 1 号が具体的な注記の順序を要求しているという認識に対処している。本修正は、従前の基準に示された注記の順序は、要求事項ではなく、どのように企業が注記を構成するかについての単なる例にすぎないことを明確化する。そのため、企業が注記を構成する際に柔軟性を有する。IASB は、電子財務諸表(electronic financial statements)およびそれらに伴う検索機能の使用が増加している時代に、規範的な注記の順序は適切ではないということを検討した。そのため、企業は、注記の再構成によって、財務諸表の利用者にとってより有用な情報を提供するのかがどうかを考慮することが望まれる。

いつ新しい修正は適用されるか？

本修正は、2016年1月1日以後開始する事業年度から発効し、早期適用が認められる。企業は、本修正の早期適用を開示する必要はない。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,800名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。